

協和元気センター

コミュニティ・キッチン部会



協和地区は、高齢者が約半数ですが、そんな地区を盛り上げようと、有志で協和元気センターを立ち上げています。この度設立したコミュニティ・キッチン部会は、

プラチナさんぽ 11

おおむね55歳以上の皆さんを「プラチナ世代」と呼んでいます。生きがいを持って、キラリと光る人たちをご紹介します。

問い合わせ先 福祉課
(☎ 4 3 - 7 1 4 8)



その方々の生きがい支援と、健康支援を行い、健康寿命を延ばしていくことを目的としています。運動などで体を動かして楽しんで後は、参加者のみんなと一緒に食事をとり、ともに健康管理・健康維持に努めています。定員は30人ですが、1人の参加でも実施しようと決めています。

これからは、カローリングや健康吹き矢などのニュースポーツを取り入れながら、参加者のニーズに合わせて、タイムリーな内容を提供しています。

参加者の一言

▽日ごろから地域でのイベントや運動に出掛けて楽しく元気に過ごしており、このコミュニティ・キッチンにもこれから続けて参加したいと思っています。

▽家で一人で過ごすよりは、こうして地域みんなが集まって、体を動かしたり、話をしたりする機会に参加することを、とても楽しみにしています。

▽地域でとれた旬の野菜や、家庭で作った料理を持ち寄って、献立を考えています。これから長く続けていくために、お弁当作りなど、いろんなことができるというなと思っています。

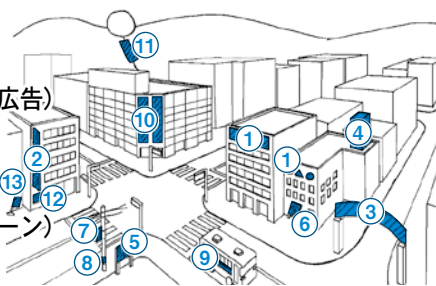


月に1度、参加者全員でご飯を食べるコミュニティ・キッチン。地元の野菜を多く使った料理ができるまでは、体操やニュースポーツで楽しみながら時間を過ごします。

10月1日から、屋外広告物の安全点検が義務化されます
広島県屋外広告物条例および広島県屋外広告物に関する規則が昨年度改正され、屋外広告物の安全点検と、屋外広告物安全点検報告書の提出が必要になります。

- ①壁面広告
- ②突き出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立て看板
- ⑦電柱広告
(添加広告)

- ⑧電柱広告
(巻き付け広告)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
(アドバルーン)
- ⑫貼り紙
- ⑬のぼり旗



看板・広告塔などの屋外広告物を表示・設置する場合は、市の許可が必要です。自己所有の土地や建物に表示・設置する場合も同様です。

許可を受けずに屋外広告物を設置していると違反広告物となり、撤去されることもあります。また、設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては許可できない場合もあります。

9月1日(日)～10日(火) 屋外広告物適正化旬間

問い合わせ先 土木課 (☎ 4 3 - 7 2 3 6)